

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税(国税3) 法人住民税、法人事業税(地方税2)
		② 上記以外の税目	消費税、地方消費税、所得税、固定資産税、不動産取得税
3	要望区分等の別	【新設】 【単独】	
4	内容	《現行制度の概要》 —	
		《要望の内容》 医療に係る消費税等の税制のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ検討を行い、平成31年度税制改正に際し、この税制上の問題の抜本的な解決に向けて、個別の医療機関等の補てんの過不足について、新たな措置を講ずる。	
		《関係条項》 —	
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課、老健局老人保健課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、保険局医療課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月	分析対象期間:平成29年度
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	平成33年3月31日まで	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民に必要な医療を提供するという高い公共性を有している医療機関等が、安定した経営を確保すること。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならないとされており、医療機関等の安定した経営が求められる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

			施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医療に係る消費税等については、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関における一定の固定資産の取得を租税特別措置等により支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規の設備投資等に係る特別償却・税額控除により、医療機関等における投資に係る費用を軽減することができ、ひいては質が高く効率的な医療の提供につながるため、当該措置は有効である。</p>
10	有効性等	① 適用数	設備投資等は、全く実施しない年もあれば、複数の設備投資を購入する施設もあるため、推計は困難。 (参考)平成28年10月1日時点での医療施設数:178,911施設
		② 適用額	前述の適用数とあわせて、適用額においても、設備にも様々な種類があり、その特定の種類でも価格帯がそれぞれ異なってくるため、推計は困難。
		③ 減収額	前述の通り、推計は困難。
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 新規の設備投資等に係る特別償却・税額控除により、医療機関等における投資に係る費用を軽減することができ、結果として、消費税の負担軽減の効果が見込まれる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 新規の設備投資等に係る特別償却・税額控除により、医療機関等における投資に係る費用を軽減することができ、結果として、消費税の負担軽減の効果が見込まれる。 本租税特別措置等が実現しない場合、平成31年10月には消費税率が現行の8%から10%に引き上がるため、これまで以上に医療機関等の消費税負担が大きくなる。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	医療機関等における消費税負担においては、これまで診療報酬での補てんで対応してきたが、特に高額な設備投資等の仕入れに係る消費税相当分は、例えば、単年度の診療報酬では賅いきれない面もあるため、医療機関等の安定した経営を確保するためにも、全国あまねく効果が行き渡る税での対応が妥当。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	医療機関等における消費税負担の大きな要因となっている設備投資は、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには必要であるが、全国あまねく政策効果が行き渡り、かつ負担を軽減することができる税制による措置を講ずることが妥当。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>医療機関等が利用できる設備投資促進税制として、取得価額 500 万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度があるが、既存の特別償却制度は、医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心して安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、本制度の趣旨とは異なる。</p> <p>また、独立行政法人福祉医療機構は、民間金融機関が融資しない場合、建築資金に対して低利融資を行っている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—